

大崎市民病院病棟入館に関する規程

令和8年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、院内感染及びクラスターの発生防止に努めるとともに、防犯対策や入院患者の入院療養環境に配慮し、病棟への来院者の入館に関する基準を定めるものとする。

(病棟入館の種類)

第2条 病棟入館の種類については、以下のとおりである。

- (1) 入退院時の付き添い
- (2) 手術・検査当日
- (3) 病院からの依頼（インフォームドコンセント、患者の急変等）
- (4) 看取り・治療上で面会及び付き添いが必要と認められる者
- (5) 面会

(病棟入館許可)

第3条 入館希望者が1階受付（平日午前8時から午後5時までは総合案内、その他の時間は警備室）に来られた際は、病棟入館受付票（様式第1号、以下「受付票」という。）に記載するものとする。

- 2 入館受付担当は、記載された患者が入院していることを患者一覧で確認し、入館希望者の健康状態を確認したのち、病棟入館受付票の健康状態確認済みへチェックし、入館許可シールを渡すものとする。
- 3 病棟スタッフは、入館希望者が来棟し声がけされたら、入館許可シールが貼り付けされているか確認したのちラウンジ又は病室へ案内するものとする。なお、入館許可シールを確認できない場合は、1階受付には戻さず病棟で受付票に記載してもらい、健康状態を確認したのち病棟入館受付票の健康状態確認済みへチェックし、入館許可シールを渡すものとする。

(面会時間)

第4条 第2条第5号に定める面会時間は平日、休日を問わず以下のとおりとする。ただし、第2条第1号から第4号に該当する場合又は病棟責任者が特別に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 一般病棟の面会時間は午後3時から午後5時まで
- (2) 救急病棟の面会時間は正午から午後1時まで

(面会許可人数)

第5条 面会許可人数は、1日につき1回、原則2人までとする。

(面会の許可条件)

第6条 面会を許可する場合は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 面会時間は1回15分程度とする
- (2) マスク着用を必須とする
- (3) 個室以外の病室は、ラウンジにおいて面会すること。ただし、患者がラウンジまで移動できない場合は病室での面会も許可する
- (4) 個室、ラウンジともに患者と面会時に一緒にの飲食は禁止する
- (5) 小児(小学生以下)を同伴しての面会は不可とする。ただし、特別の事情があると病棟責任者が認めた場合は、この限りではない。

(面会の不可条件)

第7条 入館受付時に、以下の事項に該当する場合は面会を不可とする。

- (1) 発熱(原則として37.5度以上)がある場合
- (2) 咳、くしゃみなどの呼吸器症状がある場合
- (3) その他感染症の疑いがある場合

(面会時間外の対応)

第8条 第4条に定める面会時間以外に面会希望で来院された方については、処置及び安静時間中を理由に1階受付で入館をお断りするものとする。ただし、交通事情や遠方からの来院などやむを得ない事情があると認められる場合は、各病棟に連絡し、その指示により対応するものとする。

(長時間滞在及び付き添い)

第9条 長時間の滞在や泊まりでの付き添いが必要な方については、病棟で入館許可証(様式第2号)を発行するものとする。

(荷物の受け渡し)

第10条 荷物の受け渡しについては、1階受付での受け渡しは行わず、面会時にお問い合わせすることとする。

2 面会時間内に来院できない方が荷物を持ってきた場合は、各病棟に連絡し、その指示により対応するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 記載済みの受付票については、1 日分ごとにまとめて保管し、1 か月経過後シュレッダー等により適切に廃棄するものとする。

(感染拡大時の対応)

第 12 条 各種感染症が拡大した場合は、当院感染管理室と協議のうえ、病棟入館の全部又は一部の制限を行う場合がある。

附 則

この管理規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

病棟入館受付票

来院日	年 月 日	来院時間	時 分
患者氏名		入院病棟	階 東・西・南
来館者氏名	① 続柄 ② 続柄		
入館理由	<input type="checkbox"/> 入退院の付き添い <input type="checkbox"/> 手術・検査の付き添い <input type="checkbox"/> 病棟から呼び出し <input type="checkbox"/> 患者急変 <input type="checkbox"/> 面会 (15:00~17:00) <input type="checkbox"/> その他 ()		

この受付票にご記入頂いた氏名、その他の個人情報は、病棟の管理運営上必要な範囲を超えて利用いたしません。

また、職務上これらの情報を必要とする当病院職員以外に知られる事の無いよう慎重に取り扱い、必要が無くなり次第、廃棄いたします。

健康状態確認済み

大 崎 市 民 病 院

面会者 健康状態確認事項

- ① 発熱：37.0℃以上又は平熱より1℃以上高い
- ② 風邪症状（のどの痛み 鼻水 咳 痰）
- ③ 息苦しさ
- ④ 強いだるさ（倦怠感）
- ⑤ 頭痛
- ⑥ 関節・筋肉痛
- ⑦ 胃腸炎症状（吐き気 嘔吐 下痢）
- ⑧ 発疹
- ⑨ 目の異常（充血 痛み 目やにがひどい）
- ⑩ 自身が2週間以内に何らかの感染症と診断された
（新型コロナウイルス感染症発症後10日以内の方は面会できません）
- ⑪ 同居者が1週間以内に何らかの感染症と診断された
（同居者に新型コロナウイルス感染症発症後5日以内の方がいる場合は面会できません）

様式第2号（第9条関係）

入館許可証
（面会・付添用）
大崎市民病院